

みえ農商工連携推進ファンド受付書類チェックシート

①共通の提出書類及び②各対象者提出書類の確認シートとしてご利用ください。

申請者名
担当者名

①提出書類(共通)

提出書類	対象者	確認事項	確認欄
事業実施計画書(正本1部 副本(写し)2部)	共通	1. 正本に印鑑を押印されましたか。 2. 事業計画書にもれなく記載してありますか。 3. 事業計画書は17ページ以内となっていますか。 4. 正本1部、副本2部が揃っていますか。	
役員等に関する事項	共通	1. 履歴事項全部証明書にて登記されている役員全員を記載されていますか。 2. 生年月日、氏名、性別、氏名のふりがなの記入を忘れていませんか。 3. 申請者数分が提出されていますか。	
情報の取り扱いに関する同意書	共通	1. 県及び商工団体への情報提供の諾否を記入されましたか。 2. 企業名、代表者職氏名の署名を忘れていませんか。 3. 申請者数分が提出されていますか。	
財務諸表	共通	1. 申請者数分の貸借対照表・損益計算書はありますか。 2. 直近の2期分がありますか。	
事業主体の沿革が分かる資料	共通	事業主体の沿革がわかる資料を準備されましたか。 (会社概要・会社のパンフレット等、沿革がわかるもの)	
その他必要とする書面・書類	共通	その他添付書類は、5ページを超えていませんか。	

②-1提出書類(法人)

提出書類	対象者	確認事項	確認欄
定款	法人	定款(写し)を準備しましたか。 (原本証明されているものを提出すること。) 例)原本と相違ないことを証明します。 平成〇年〇月〇日 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 印	
登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	法人	6ヶ月以内に発行されたものですか。 (写し可)	
県税事務所が発行する納税証明書 (滞納していない証明)	法人	県税事務所が発行する納税証明書(写し可)を準備されましたか。 発行先: 最寄の県税事務所	
税務署が発行する納税証明書 (納税証明書その3 消費税及び地方消費税)	法人	税務署が発行する納税証明書その3(消費税及び地方消費税) (写し可)を準備されましたか。 発行先: 最寄の税務署	

②-2提出書類(個人)

提出書類	対象者	確認事項	確認欄
住民票	個人	6ヶ月以内に発行されたものですか。 (写し可)	
県税事務所が発行する納税証明書 (滞納していない証明)	個人	県税事務所が発行する納税証明書(写し可)を準備されましたか。 発行先: 県税事務所	
税務署が発行する納税証明書 (納税証明書その3 消費税及び地方消費税)	個人	税務署が発行する納税証明書その3(消費税及び地方消費税) (写し可)を準備されましたか。 発行先: 税務署	

②-3提出書類(任意団体)

提出書類	対象者	確認事項	確認欄
規約・組織表(任意団体の場合)	任意団体	規約・組織表(写し)を準備されましたか。	
住民票	任意団体	代表者の住民票を準備しましたか。 6ヶ月以内に発行されたものですか。 (写し可)	
県税事務所が発行する納税証明書 (滞納していない証明)	任意団体	県税事務所が発行する代表者の納税証明書(写し可)を準備されましたか。 発行先: 県税事務所	
税務署が発行する納税証明書 (納税証明書その3 消費税及び地方消費税)	任意団体	税務署が発行する代表者の納税証明書その3(消費税及び地方消費税) (写し可)を準備されましたか。 発行先: 税務署	

特記事項 (法人成りを予定している、NPOを申請中等、何か事項がありましたら、ご記入ください)

③ファンド助成金に係る記載事項及び事業経費の確認シートとしてご利用ください。

申請者名 _____

【事業計画書の主な注意点】

・事業計画書にもれなく記載してありますか。

計画書の項目	確認事項	確認欄
申請者(農林漁業者)	・農林漁業者であること(実績)が証明できる (創業者、許可を持っていない者は対象外)	
事業主体の概要	・すべての項目が記載されている ・⑨業務分担が適正である	
全体事業実施期間	・開始日、終了日が適正になっている 【例 平成30年4月1日 ~ 平成31年12月31日】	
助成金を活用して行う事業実施スケジュール	・実施期間(単位:ヶ月目)が適正になっている 【例 1~21ヶ月目】	

【ファンド助成金に係る事業経費の主な注意点】

- ・基本的に助成対象となるのは、ソフト事業です。
- ・運転資金、役職員に係る人件費、施設整備を目的としたものは、助成対象となりません。
- ・既に商品、サービスとして確定、販売、提供されているものは、助成対象となりません。

経費の区分等	確認事項	確認欄
【特定の経費】	・ひとつの費目は助成総額の1/2未満とし、特定の経費に偏ってはなりません。	
【最低助成額】	・最低助成額は50万円。	
【助成限度額】	・新商品・新サービス開発等支援事業 (1)一般型は800万円。 (2)産学官共同研究開発型は900万円。 ・農商工連携体支援事業は300万円。	
【資料・原材料購入費】	・原材料購入費は、開発、試作品に使用するものしか助成対象になりません。 (販売用商品の原材料として使用することはできません。) (原材料購入費を充て作った試作品等は原則として記録、保存することが必要です。)	
【備品購入費】	・パソコンやカメラのように汎用性のあるものは、助成対象になりません。	
【雑役務費】	・恒常的に雇い入れるパート、アルバイトの賃金、交通費は、助成対象になりません。 (展示会のマネキンなど、スポットで雇い入れた者(パート、アルバイト)の賃金、交通費です。)	
【施設整備・改修費】	・助成事業を行ううえで、必要最小限のものしか、助成対象になりません。	
【経費全般】	内定後、経費の内容についてヒアリングを実施するため、当初計画から変更していただく場合があります。	
【経費全般】	連携体内部での金銭のやり取りは助成対象外となります。	